

船橋市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の17の規定により、高額療養費の支給申請に係る手続きを省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 省令第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費
- (2) 年間の高額療養費 省令第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する年間の高額療養費

(対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化をすることができる者は、高額療養費に係る療養のあった月の初日において、世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が70歳に達する日の翌日以後である場合に該当する世帯主とする。

2 年間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化をすることができる者は、計算期間において保険者を変更しておらず、基準日保険者において計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握することができるとともに、月間の高額療養費等の振り込みを受けている世帯主とする。

(手続の簡素化)

第4条 第3条第1項に規定する対象者は、2回目以降の月間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

2 第3条第1項に規定する対象者に該当しない者は、2回目以降の月間の高額療養費の支給申請において、高額療養費の振込先の記入を省略することができる。

3 第3条第2項に規定する対象者は、年間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

(支給決定)

第5条 第4条第1項に規定する手続の簡素化をした対象者が月間の高額療養費の支給に該当した場合は、高額療養費の支給を決定し、対象者に通知を行うものとする。

2 第4条第2項の規定により手続の簡素化をした対象者から高額療養費の振込先の記入が省略された月間の高額療養費の支給申請があった場合は、月間の高額療養費等の振込先として指定した金融機関の口座に振り込むものとして支給を決定し、対象者に通知を行うものとする。

3 第4条第3項に規定する手続の簡素化をした対象者が年間の高額療養費の支給に該当した場合は、高額療養費の支給を決定し、対象者に通知を行うものとする。

(取りやめ)

第6条 第4条に規定する手続の簡素化をした対象者から申出があったときは、手続の簡素化を取りやめるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を取りやめることができるものとする。

(1) 世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者の資格に異動があり、対象者の要件を満たさなくなった場合

(2) 指定した金融機関の口座に高額療養費が振り込みできなくなった場合

(3) 国民健康保険料の滞納がある場合

(4) 申請の内容に偽りその他不正があった場合

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。